

東京都児童相談センター・児童相談所を視察する

12月18日、江戸川区議会「子育て・教育力向上特別委員会」で、東京都児童相談センターに視察に行きました。児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満子供に関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、誰からでも相談を受けるところです。児童相談所は、子供の健やかな成長を願って、共に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

児童相談センターは、児童福祉法施行規制では、都道府県知事は設置した児童相談所のうち一つを、他の児童相談所を援助し、その連絡を図るために中央児童相談所に指定することができるとされています。



東京都児童相談センターにて視察を行う
子育て・教育力向上特別委員会のメンバー

東京都の場合には、児童相談センターを中央児童相談所として位置づけています。

また、児童福祉司(ソーシャルワーカー)、児童心理司、医師などの専門スタッフをおいて昼夜を問わず問題解決にあたっています。